

議案第3号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月目黒区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「こえる」を「超える」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、目黒区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 選挙長 6,000円

(2) 選挙立会人 5,000円

5 前項各号の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、1の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

別表の表の部分を次のように改める。

選挙長等の 報酬の額	報酬の額							
	選挙長	開票管理 者	投票所の 投票管理 者	期日前投 票所の投 票管理者	選挙立会 人	開票立会 人	投票所の 投票立会 人	期日前投 票所の投 票立会人
選挙等の別								
中央選挙管理 会 が管理する選挙 及び投票		17,500円	19,500円	16,800円		14,100円	15,600円	13,400円
東京都選挙管理 委員会 が管理す		17,500円	19,500円	16,800円		14,100円	15,600円	13,400円

る選挙及び投票								
目黒区選挙管理委員会が管理する選挙及び投票	17,500円	17,500円	19,500円	16,800円	14,100円	14,100円	15,600円	13,400円

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までに公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（説明） 当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額を定めるとともに、開票管理者等の報酬の額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。